

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和4年11月28日

独立行政法人水資源機構

香川用水管理所長 南保 正俊

1. 目 的

この歩掛参考見積募集要領は、香川用水管理事業で予定している業務の積算の参考とするための作業歩掛を募集するものです。

なお、この参考見積募集は、業務等の指名（若しくは競争参加資格）をお約束するものではありません。

2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 当機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、吉野川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

参考見積書は次に従い提出してください。

- (1) 参考見積書は作業項目毎に必要な技術者の人数等を記載して提出してください。

なお、参考見積書の様式は、「様式－1」を参考としてください。

- (2) 提出期限

令和4年12月12日（月） まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで

- (3) 提出先

独立行政法人水資源機構 香川用水管理所長 宛

【担当】企画調整グループ 島川

〒766-0004 香川県仲多度郡琴平町榎井891-2

TEL 0877-73-4221 FAX 0877-73-2649

- (4) 提出方法

書面は持参、郵送又はFAX（社印があること）により提出するものとします。

4. 参考見積内容

(1) 業務基本条件

香川用水地区における環境調査を実施するものです。

(2) 業務作業項目及び作業内容

「別紙－１」見積り条件のとおりです。

(3) 業務費の構成と歩掛見積範囲

① 本歩掛参考見積を適用する業務費の構成は、当機構が別に制定し、本社・支社局・本部及び各事業所において公表している「積算基準及び積算資料（各編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。

② 歩掛参考見積の徴取範囲は基準書で定義されている業務費のうち、上記（２）「業務作業項目及び作業内容」を実施する為に必要な技術者の人数とします。

(4) 技術者の職種と定義

国土交通省が公表している「令和４年度設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとします。

5. 参考見積募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

(1) 提出期限：令和４年１２月５日（月）まで

(2) 提出先：３．（３）に同じ。

(3) 提出方法：３．（４）に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

(1) 閲覧期間：質問提出期限の翌日から見積書提出期間終了まで。

(2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とします。

8. 貸与資料等

特になし。

9. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

－ 以 上 －

見積り条件

I. 基本条件

本業務の対象となる香川用水地区の基本諸元は、以下のとおりである。

1. 主要施設（現況）

取水工	1 箇所（15.8m ³ /s（農業、水道、工業）、徳島県三好市）
幹線導水路	約 8.0km
東部幹線水路	約 34.7km
併設水路	約 9.1km（開水路部分）
支線水路	約 3.9km
調節堰	12 箇所
分水工	97 箇所（農業 64 箇所、水道・工業 4 箇所、併設水路入口ゲート 29 箇所）
調整池	1 箇所（有効貯水量 3,050 千 m ³ 、水道専用）
調整池連絡水路	約 5.5km（水道専用）
水路付帯施設	1 式
機械、電気設備	1 式

2. 調査内容

調査項目、調査地点数は下表を基本とする。調査対象施設は東部幹線水路の施工による改変が想定される地点とするが、詳細な箇所については調査職員と協議のうえ決定するものとする。

項目	調査地点	調査時期	調査方法
植物	4 箇所	秋季	植物相調査
両生類・は虫類・ ほ乳類	4 箇所	秋季	目撃法、捕獲法、フィールドサイン法
鳥類	4 箇所	秋季	目撃法
陸上昆虫類	4 箇所	秋季	捕虫網による採集
コウモリ	4 箇所	秋季	目撃法、バットディテクター

なお、捕獲個体の標本は作製せず、夜間調査、鳥獣の捕獲、船舶調査、植物群落調査、猛禽類に特化した調査は行わない。

II. 歩掛見積り項目 <設計作業>

1. 調査計画作成

現地調査に先立ち、調査計画の立案及び現地踏査を行う。

2. 植物調査

植物調査は、植物相調査によって行うこととする。

植物相調査は、任意踏査により実施する。調査地区内を歩きながら、出現する種を目視（木本は必要に応じて双眼鏡を使用）により確認し、種名を記録する。現地での同定が困難な植物については、一部採集し持ち帰って同定する。

3. 両生類・は虫類・ほ乳類調査

両生類・は虫類・ほ乳類調査は、目撃法、捕獲法及びフィールドサイン法によって実施する。

目撃法、捕獲法では、調査範囲内を任意に踏査し、目撃及び捕獲した両生類、は虫類、ほ乳類の種類を識別し、目撃した場所の状況と合わせて記録する。確認した種は、可能な限り写真撮影に努める。なお、哺乳類の捕獲は行わない。

フィールドサイン法では、調査対象範囲内を任意に踏査し、確認した足跡、糞、食痕等のフィールドサイン等を記録する。確認したフィールドサインは可能な限り写真撮影に努めることとする。

4. 鳥類調査

鳥類調査は、任意踏査によって実施する。

目撃法では、堤体及び管理道を任意に踏査し、目撃した鳥類の種類を識別し、目撃した場所の状況と合わせて記録する。観察には必要に応じて双眼鏡、スコープ等を使用する。確認した種は、可能な限り写真撮影に努める。

5. 陸上昆虫類調査

陸上昆虫類調査は、捕虫網による捕獲を主として行うが、目視で確認した種も記録する。

捕虫網による捕獲では、昆虫を肉眼で見つけて捕まえる「見つけ採り」、樹林地、草原で捕虫網を振り草や木の枝の先端、花をなぎ払うようにすくいとることで捕まえる「スウィーピング法」により捕獲を行う。重要種が確認された場合は、写真等を撮影し、確認位置を記録することとする。

6. コウモリ調査

コウモリ調査については、直接観察による目撃法、及びバットディテクターによって実施する。調査時間帯はコウモリ類の活動が活発になる夕刻～夜間とする。

目撃法では、調査対象のトンネル出口において出現状況を確認し、目撃された種類を識別し、目撃した場所の状況と合わせて記録する。

バットディテクターによる調査では、超音波の周波数より種類を推定し、超音波を取得した場所と状況を合わせて記録する。

なお、かすみ網等を使用した捕獲調査は実施しない。

以 上

【様式－1】
設計作業

作業項目	規格	数量	職種(直接人件費) 設計(外業) (単位:人)					直接人件費の合計に対する割合		備考
			主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	機械経費%	材料費%	
環境調査										
調査計画作成		1式 当たり								
植物調査		1箇所 当たり								
両生類・は虫類・ほ乳類調査		1箇所 当たり								
鳥類調査		1箇所 当たり								
陸上昆虫類調査		1箇所 当たり								
コウモリ調査		1箇所 当たり								

注1) 各作業項目ごとに延べ人数(小数点以下第1位まで)を記入すること。

注2) 作業内容等より必要と判断される場合は、適宜職種を追加すること。

注3) 機械経費は、直接人件費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

注4) 材料費は、直接人件費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

注5) 業務対象数量に応じて変化率を設定する場合は、備考欄に記載すること。